

「お店で買った」「ネットで買った」はクーリング・オフできません!



クーリング・オフ制度とは?

法律で定められた救済制度で、契約後の一定期間であれば**無条件**でやめることができます。ただし、一定の取引(訪問販売など)のみです。

クーリング・オフ
できる取引の一例



訪問販売



電話勧誘販売

契約する気はなかったのに、**突然**勧誘されて契約してしまった。
⇒**冷静に考える時間がなかった。**

言葉の意味
を考えると
納得

クーリング (cooling) → 冷却する
オフ (off) → やめる

冷静に考えて
契約をやめる

ということ!

お店に行って商品を買う

サイトを見て商品を買う



なぜクーリング・
オフ制度が
ないの?

「お店に行って買う」
「サイトを見て買う」
は、**突然**勧誘されて
おらず、**自分の意思**
で行っていること。
⇒よく考えて、**決め**
る時間があるから!

クーリング・オフ
と返品は似てい
るけど別々のも
のニャン

「お店にレシートと商品を持って行けば返品できた」「ネットで買ったものが返品できた」これらは、事業者の判断により返品できたケースです。返品可否は事業者が決めることができます。商品の返送料は、基本的には消費者負担です。*商品に不具合があった場合は別

契約(買い物)は、よく考えてするようにしましょう。
もし契約後に困った場合、不安になった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

【消費者ホットライン】局番なしの**188**(いやや!) ※最寄りの消費生活相談窓口につながります。